

## II. 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

### 1. 文部科学省外国人留学生学習奨励費（留学生受け入れ促進プログラム）

日本学生支援機構は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本の大学に入学するための準備教育課程または日本語教育機関（以下「大学等」という）に在籍する私費外国人留学生に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を支給します。

#### （1）応募資格及び支給内容

応募資格には、年齢の制限及び出身国・地域、日本での在籍大学等、専攻分野の指定はありません。

（2016年度）

応募者の資格及び条件			奨学金月額	支給期間	募集期間	募集人数	採用人数
支給対象	重複受給の可否	支給要件					
・大学院（博士課程・修士課程）	・学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者でないこと。	・在籍する大学等の推薦を受けること。 ・「留学」の在留資格を有し、日本政府（文部科学省）奨学金を受給している留学生及び外国政府の派遣する留学生でないこと。	48,000円	1年 (4月～3月)	3月下旬～5月上旬 (在籍する大学等により異なる。)	8,070	未定
・研究生（大学院レベル）		・機関の海外留学支援制度による支援を受けている者でないこと。	30,000円				
・大学学部							
・短期大学							
・高等専門学校（第3学年以上）							
・専修学校（専門課程）							
・大学、短期大学の留学生別科							
・大学、短期大学、高等専門学校の専攻科							
・準備教育課程							
・日本語教育機関							

#### （2）応募方法

応募は、在籍する大学等を通じて行います（①～②）。応募者は、在籍する大学等の選考方法に従って応募し（③）、大学等から日本学生支援機構への推薦を受けてください（④）。応募の締切日などの詳細は、在籍する大学等に問い合わせてください。

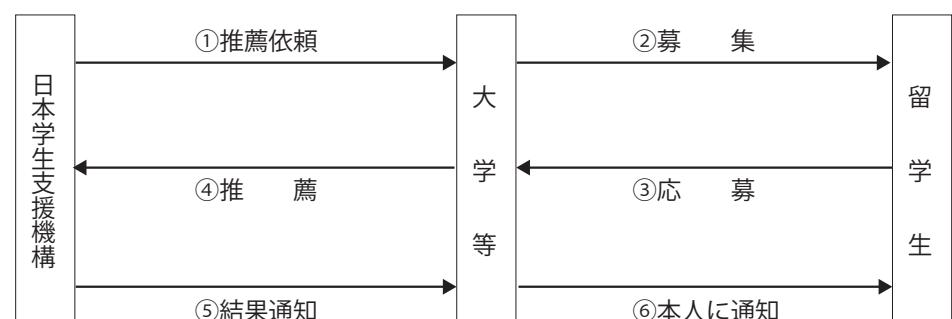
なお、日本留学試験（EJU）で優秀な成績を修めた人に対して学習奨励費の支給を予約する制度も実施しています。

詳しくは日本学生支援機構のホームページ（[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_j/scholarships/shoureihi/yojakuseido/index.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/yojakuseido/index.html)）または日本留学試験の受験案内（[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_j/eju/index.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/eju/index.html)）で確認してください。

#### （3）結果通知

採用・不採用の結果は、日本学生支援機構での選考が終わってから、在籍する大学等を通じてお知らせします（⑤～⑥）。

#### 【応募から結果通知までの流れ】



## 2. 海外留学支援制度（協定受入）奨学金

日本学生支援機構は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第3年次以上または、専修学校（専門課程）（以下「受入大学等」という。）が、諸外国の高等教育機関（以下「在籍大学等」という。）との学生交流に関する協定等に基づいて、留学生を在籍大学等に在籍させたまま8日以上1年以内受け入れるプログラムを実施する際、そのプログラムに参加する学生に対して奨学金を支給します。

### （1）応募資格及び支給内容

（2016年度）

応募者の資格及び条件	対象国・地域	奨学金月額	支給期間	募集人数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍大学等の正規の課程に在籍する者</li> <li>・大学等間学生交流協定等に基づき日本の大学等が受け入れを許可する者</li> <li>・学業成績が優秀で、人物等に優れている者</li> <li>・経済的理由により自費での留学が困難な者</li> <li>・留学期間終了後、在籍大学等に戻り、学業を継続する者または在籍大学等の学位を取得する者</li> <li>・日本留学にあたり「留学」の在留資格取得が確実な者（ただし、90日以内の受入プログラムに参加する者の在留資格の種類については受入大学等が決定する。）</li> </ul>	日本と国交のある国 (ただし、台湾、パレスチナは不可)	80,000円	8日以上 12か月以内	6,000 (予定)

### （2）応募から採用決定まで

応募は、すべて日本の受入大学等を通じて行います。在籍大学等からの応募や学生本人からの応募は受け付けません。

日本学生支援機構は、受入大学等より提出された申請書類（①）を審査の上、支援対象となるプログラム、奨学金支給割当人数を決定し、申請のあった大学等に通知します（②）。

応募者の選考基準及び締切日は各大学等により異なりますので、奨学金への応募を希望する者は、各受入大学等または各在籍大学等に詳細を問い合わせてください（③～⑧）。

### （3）支援開始時期

2016年4月1日から2017年3月31日までの間で、受入大学等が指定する時期とします。

### 【応募から採用決定までの流れ】

